

判決年月日	平成28年12月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成28年(行ケ)10023号		
<p>○ 名称を「インテリジェント・パワー・マネジメントを提供するための方法および装置」とする発明に係る特許出願について、進歩性を否定して拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、引用発明の認定に誤りがあるとして取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 不服2014-22371号, 特願2013-17748号, 特開2013-117981号, 特開平5-241677号公報, 特開平8-234876号公報

判 決 要 旨

1 原告は、名称を「インテリジェント・パワー・マネジメントを提供するための方法および装置」とする発明について、特許出願をしたが(特願2013-17748号, 特開2013-117981号), 拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判請求をしたところ(不服2014-22371号), 特許庁は、拒絶査定不服審判請求を不成立とする審決をした。

2 本願発明(平成26年1月22日付け手続補正後の請求項8に係る発明)は、「プロセッサ・ベース・システムの回路用のパワー・マネジメント方法であって、(a)回路を使用するアプリケーション・プログラムとは別に実行される命令シーケンスを当該回路が用い、当該回路の前記アプリケーション・プログラムのタイプに対応する動作モードを決定し、(b)前記動作モードに応答して、第1の所定の速度で前記回路を動作させ、又は前記第1の所定の速度より速い第2の所定の速度で前記回路を動作させるパワー・マネジメント方法。」である。

3 審決は、特開平5-241677号公報(引用例。甲1)には、次の引用発明が記載されていると認定した上で、引用発明において、特開平8-234876号公報(甲2)記載の周知技術を採用して、相違点に係る本願発明の構成とすることは容易想到であり、本願発明には進歩性がないと判断した。

「コンピュータシステムの中央演算処理装置12用の電池電力を管理する方法であって、当該中央演算処理装置12のアプリケーションプログラムのタイプに対応する動作モードを決定し、前記動作モードに応答して、特定の低いクロック周波数で前記中央演算処理装置12を動作させ、又は前記特定の低いクロック周波数より高い特定の高クロック周波数で前記中央演算処理装置12を動作させる電池電力を管理する方法。」

4 本判決は、次のとおり判断して、審決の引用発明の認定には誤りがあり、これに起因して、審決は、一致点を過大に認定し、相違点を看過して、この点に対する判断をしておらず、結論に影響を及ぼす違法があるとして、これを取り消した。

引用例の【0017】の実施例で、「文書処理プログラム24での低電力消費」と対比

して、高いクロック周波数を選択することが考えられるものは「回転する3次元画像の総天然色表示34を形成するなど高度な計算要求」であり、これが「文書処理プログラム24」とは異なるアプリケーションプログラムでの計算要求であることは記載されておらず、本願優先日当時、文書処理プログラムにはグラフィック機能が組み込まれていることが一般的であり、これにより回転する3次元画像の総天然色表示の形成が行えないものではない。

また、引用例の【0022】の実施例で、「高度または高速の計算能力を必要とするアプリケーションプログラムを検出した場合」と対比して、低いクロック周波数を選択することが考えられるものは「タイムアウト周期について活動していないことを検出」した場合であり、別の種類のアプリケーションプログラムを検出した場合と対比されているものではないし、「高度または高速の計算能力を必要とするアプリケーションプログラム」を起動中に、「タイムアウト周期について活動していないことを検出」した場合には、高いクロック周波数が選択されるべきアプリケーションプログラムの起動中でありながら、低いクロック周波数を選択することになる。

そして、引用発明の作用を記載した引用例の【0012】をみても、低いクロック周波数が選択される「モデムによる通信、新しい命令が入力されない待機状態、およびその他の日常的で単純な計算機能を実行する動作の間」と、高いクロック周波数が選択される「回転する3次元オブジェクトの表示を形成する、大量のデータベースの検索を実行する、などのさらに複雑な計算が要求される場合」とが異なったアプリケーションプログラムに対応したものであることは記載されていないし、両者が異なったアプリケーションプログラムでしか奏し得ないことが自明であるともいえない。

そうすると、引用例の【0012】、【0017】、【0022】等の記載を総合しても、これらに接した本願優先日当時の当業者において、引用発明が「アプリケーションプログラムのタイプに対応する動作モードを決定し、前記動作モードに応答して、・・・中央演算処理装置12を動作させる」ものであると認識することはできない。